

個別避難計画作成に関する重要事項

- ①個別避難計画とは、避難動要支援者の避難の実行性を高めるために、災害時に「どこに避難するか」「誰が支援するか」「避難するときどのような配慮が必要か」等をあらかじめ定めた行動計画です。豊島区では、個別避難計画としての「わが家のひなん計画」の作成をすすめています。
- ②個別避難計画は、ご本人・ご家族等の同意により作成するものであり、必ず作成しなければならないものではありません。また、作成にあたって、ご本人・ご家族の費用負担はありません。
- ③個別避難計画は、ご本人・ご家族の状況の変化に応じて、随時変更できます。
- ④個別避難計画の作成は、原則としてご本人・ご家族で作成していただくものです。しかし、本人の心身の状況、世帯状況等によって作成が困難な方で、作成の支援を希望された方に対しては、区が指定する者が個別避難計画の作成を支援します。
- ⑤個別避難計画の作成を支援する場合は、作成を支援する者に、作成支援に必要な範囲で、ご本人の個人情報を提供します。また、医療・介護その他の関係機関に情報照会する場合や、ご本人の避難支援について話し合う場合があります。作成支援は、災害リスク等を勘案して順次おこなっていきます。

〈今年度 優先して作成支援を行う対象者〉

以下の①～③の要件をいずれも満たしている方。

- ①今回の調査で個別避難計画の作成支援を希望された方
- ②高田1丁目から3丁目、または、土砂災害警戒区域にお住まいの方
- ③障害福祉サービス、または、介護保険サービスを利用している方

- ⑤避難支援者とは、災害時に避難支援していただく方です。避難支援者は、個別避難計画に記載され、区や災害時は関係者に共有されるため、必ず相手に了解をとってから、個別避難計画に定めてください。

〈避難支援者となる方の例〉

ご家族・ご親族、ご近所の方、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、地域防災組織（町会・自治会等）、民生委員

- ⑥作成した個別避難計画（わが家のひなん計画）は、自分用、ご家族や避難支援者用にコピーを取って情報共有してください。また、必ず豊島区にも提出をお願いします。区に提供いただいた個別避難計画は、災害時において避難支援等を目的として、区から以下の関係者に対して提供する場合があります。

〈提供の可能性がある関係者〉

地域防災組織（町会・自治会等）、民生委員、警察署、消防署及び消防団、社会福祉協議会、高齢者総合相談センター、その他区長が認める団体

- ⑦地域の方々から災害時に避難支援をしていただくためには、ご本人・ご家族から、日頃の地域でのお付き合いの中で、地域の方々には支援していただけるようお願いすることが大切です。
- ⑧地域の方々による災害時の避難支援は、「共助」の精神に基づくもので、法的な義務や責任を負うものではありません。災害時は避難支援者自身も被害にあう可能性があります。災害の状況によっては、必ずしも支援が受けられるとは限りません。